

通信かがやき

みなとかがやき 港区議会活動リポート

Nov.2003
Vol.17

編集発行
みなとかがやき
〒105-8511
港区芝公園1-5-25
TEL 3578-2111 (代)
FAX 3578-2931

財政の余剰体質(税金が余っていること)について
区長の姿勢を質し続けています、しかし

区長の「税金は使い切る」 という姿勢は全く変わらず

| 財政余剰についての区長への質問 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問 | 答弁(原田敬美区長) |
| 平成13年度、14年度共に、100億円を超える「税金のあまり」を生じている。これが偽らざる区政の現状である。この点につき、改めて区長に真偽を確認したい。 | 税金が余っているという認識はない。基金は施策遂行上必要。 |
| →(意見) それならば何故、2年続けて年度末に予算の補正を行ない、巨額にのぼるあまった税金を基金に振り分ける作業をしているのか。まさに、構造的に余剰を生じているに他ならない。 また、現下の区政の状況は、年度末に税のあまりが生じたから基金として積み立てているだけ。計画的な基金計上とは別のものであり、言い訳にもなり得ない。 | 税金は、区民福祉を充実・向上させる財源として活用する。 |
| 区長は、この余った税金をどのようにしたいのか。とにかく区民ニーズという美名の下に無原則に使い切る道を取るのか、それとも、税金を預けて頂いた皆さんに減税でお返しするのか、それとも、とにかく貯金としてため込んでいくのか。 | 税金は、区民福祉を充実・向上させる財源として活用する。 |
| →(意見) 原則なき区政そのもの。私の質問に対する答えに全くなっていない。 | |
| 区長は、「減税は公正公平な税財政制度を考えると可能性は極めて乏しい」と述べた。「公正公平」とは何を指すのか?また、区民は使われなくてもよい税金を納め続けなければならないのか? | 税制度は、応能原則、水平的公平、世代間負担の公平の考え方のもとに成り立っている。減税は、真に公平公正な区民への還元にならない。区民に納めていただいた税金は、施策を展開するための財源として活用する。 |
| →(意見) 地方分権の流れに完全に逆行。地方分権を全く理解していない。規定の税率に従って払われたものは使い切るといっているに他ならない。公正・公平の問題には全く答えない。なぜ、減税が公正・公平でないのか、説明なし。 | |

みなとかがやきはこれまで、港区財政の余剰体質を指摘し、余剰分の「減税」による区民還元を訴えてきました。「財政の余剰体質」とは、つまり「税金が余っている」状態であり、昨年度も「一〇億円」もの税金が使われずに余っていたことが明らかとなっています。

しかし、区長は「税金が余っている」客観情勢に立脚した議論を徹底して避け、区民が一度払った税金は「基金に積み立てる」「ただちに区民サービスに使う」と

繰り返すのみ。「減税」についても、「公正公平でない」「特別区の特事情」を楯に逃げの答弁を続けました。「税金が余っている」という認識はあるのか、「国が決めた税率によって集められた税金は、それがいかに巨額であっても使い切る姿勢か」、この二点については、「みなとかがやきには一切答えられない」という方針で臨んでいるようです。ただし、これは「私たち」に答えるということ以上に、区民にしっかりと説明しなければならぬ

い重大問題であり、答えられないということ、区長の責務を放棄しているも同然であります。

私たち、真に必要な分だけ税金をお預かりする「あたりまえ」の区政を目指し、発言と行動を続けて参ります。

みなとかがやきへのご意見
当紙のご感想、これは言いたいなど
お気軽にお寄せください!!
FAX : 03-3578-2931
e-mail : kagayaki@kosaioffice.com
<http://www.kosaioffice.com/kagayaki/kagayaki-top.htm>
TEL : 03-3578-2928
不在の際は、5485-9111までお願いします。

ゆはら しんいち
総務幹事 **湯原 信一 (48)**
1955(昭和30)年8月8日生
建設常任委員
まちづくり・子育て等対策特別委員
虎ノ門3-9-6
tel:3436-3950 fax:3436-3950

こさい たろう
幹事長 **小齊 太郎 (33)**
1970(昭和45)年1月16日生
総務常任委員
財政等対策特別委員
南青山6-1-6-603B
tel:5485-9111 fax:5485-9100

区役所の不祥事 区長の適正を欠く行動

続々と…

果たして、その根本原因はどこに？

去る六月議会において、行政の相次ぐ不祥事・不適切な事務処理が露呈しました。これらはいずれも区役所職員の職務に対する姿勢が問われる問題であり、その原因の一端には、区長以下首脳陣の職務にあたる姿勢やリーダーシップの欠如があるのではないかと私は推測します。また、区民への説明の不十分さや区長自身の謝罪の言葉が聞こえないことも大きな問題として指摘せざるを得ません。さらに、遅きに失した記者会見でも、「不祥事というより単なるミス」などという責任を感じていないような発言を区長は

してきます。これら不祥事が明らかになった際繰り返される「今後二度と起こらないよう最善を尽くす」といった言葉が空ろに虚しく聞こえる状況です。ここまでの頻発に私の立場としても、どのような対応を持ってすれば改善するのか、非常に難しい課題を突きつけられたものと深刻に捉えています。これらの不祥事の頻発を受けて、議会として「適切・適正な事務処理を求める決議」を全議員一致で行ない、区長あてに送付しました。

(下記参照)

不祥事に対する

区長の責任のとり方

たつた一ヶ月の給与減額(区長20%・助役10%)で終わらせてよいのか？

このように、行政の不祥事・不適切な事務処理に対して、議会として猛省を促す決議を行ないました。それを受けて、行政サイドは調査委員会を発足し、不祥事についての原因究明を行ない、関係者に対する処分も行ないました。これらの取り組みについては一定の評価をしているところです。

しかし、これらの不祥事は、その原因の一端には、区長以下首脳陣の職務にあたる姿勢やリーダーシップの欠如が原因の一端です。また、一部についてはまだ原因究明できていないものもあります。区長の責任のとり方は、これまでの区政に取り組む姿勢を抜本的に改めることであり、単に一か月分の

給料を減額して済まされる話ではありません。しかも、先述の通り、だいぶ遅れて行なわれた記者会見でも、「単純ミス」といった簡単な言葉で片付けようとしたり、議会に積極的に出席し説明責任を果たす姿勢がなかったりと、本当に事の重大性を認識しているのか極めて疑問です。したがって、私は、今回の「責任をとるための給与減額」の提案には反対し、区長の区政に取り組む姿勢に改めて賛同できない態度を明らかにしました。

さまざまな不祥事等

老人保健法医療受給者証交付に関する不祥事

昨年9月、107名の区民に誤った受給者証を発行し、数日後区民の方の指摘で誤りに気付き、システムの誤りも判明した。しかし、それ以降この6月まで、誤った受給者証も変更されないまま放置され、システムの訂正もされていなかった。この件でもう一つの問題は、区長が区民に対する説明と謝罪を直接行なわない点にある。報道機関にコメントとしてペーパーを流したのみ。

記載を誤った印鑑登録証明書の交付

昨年12月、印鑑登録申請の際、職員が住所を誤って登録し、そのまま証明書を発行したミス。その後、誤った証明書は返却されたが、返却を証明する記録が残っていないことが大きな問題。

6月開設予定だった「子育てプラザあいぽーと」からの化学物質検出

旧青葉幼稚園を改修して開設予定だった施設だが、施行ミスによりいわゆるシックハウス症候群の原因とされる化学物質が検出された。この事実だけでも重大問題だが、区民への説明は広報で開設延期を知らせる小さな記事を掲載しただけにとどまっている。原因については区議会で指摘されるまで公式の説明はなされなかった。

区長公用車の私用

区長は、先般の区議会議員選挙の際、特定候補者の応援のための移動に公用車を複数回にわたり使用していた。区長は、「区長として要請を受けたので公用車で応援に出向いた」と弁明したが、選挙応援に税金を使ったとも受け取れるもので、道義的責任が問われる。しかし、区長は「全く問題なし」という姿勢で反省する姿勢は一切ない。

適切・適正な事務処理を求める決議

区は、基礎的自治体として、区民福祉の向上を図るため、質の高い行政サービスを適正に執行する責務を有している。そのためには、行政自らが不断の内部努力を行うとともに、区民に対し説明責任を果たすため、積極的な情報開示を行う必要がある。しかるに、今定例会で数々の不祥事が明らかになったことは、誠に遺憾である。区長に対し、今後、行政としての姿勢を正すとともに、再び不祥事が起きないように最大限の努力をするよう要望する。

港区の助役は 二人そろって三期目(12年間)へ… 永尾助役再任 受け取る退職金は 総額8000万円以上に

首長の高齢多選批判はよく耳にしますが、少なくとも四年毎の選挙によって選ばれます。しかし、助役については区長の任命、議会の同意で選ばれます。この二人がそろって役所OB、高齢、しかも三期目というのでは、新たな時代に即応した新たな施策展開が行なえるのかという疑問を抱かざるを得ません。また、組織運営上も硬直化を招く要因となるはず

です。現区長の不作為と云うほかありません。やる気がないといつてもお許しいただけるでしょう。私は、このまま惰性的のように旧態依然とした



区長の退職金 (4年務めて約2300万円)は そのままよいのか? ⇒ 原田区長には改革の意思なし

この件は、私たちの質問ではありませんが、ある議員が本会議場の一般質問で取り上げて、区長答弁に注目が集まりました。その答弁は、「退職手当支給の根拠条例の改正を考えていない」というもので、多くの議員からは驚きをもって受け止められました。

他の地域でも、特別職(区長や助役)の退職金は大きな議論の対象となっており、港区も例外ではないはずで、す。いくらが妥当なのかは議論の分かれるところですが、少なくとも、連続して区長を続ける場合毎回受け取るべきなのか、おおかたの区民



区長人事案件に対する みなとかがやきの反対討論 2002.11 議会発言 要旨 議案 90号(人事案件)に反対の立場から発言いたします。

昨今の、さまざまな地方自治体の状況を見ると、権力の集中する行政の責任者が、権力の座に長くとどまることの弊害を指摘し始めています。一部では、多選を禁止する条例提案を準備する自治体さえ出てきています。憲法との関係で、そこまですべきかどうかは議論がありますが、いずれにしても、自治体が自らを律するための健全な流れだと認識しています。

一方で、23区においては、助役が3期以上務めた事例は16区ありますが、練馬、江戸川を除いては、いずれも8年以上前の事例で、ほとんどが昭和50年以前の事例です。

区長、あなたは一体時代の流れをどのように捉えているのでしょうか。

特に港区政の現状を考えると、助役の役割が他区に比べても大きく、強大な権限が集中していることは、議員各位におかれても共通の認識に立っていただけるものと思います。このような状況の中での再任、3選目というのは、いかなるものでありましょか。行政内部からの登用という面から考えても、人事の停滞は免れません。

さらに、税金を預ける区民の視点から見ても、今回の再任により、現助役の受け取る退職金は、私どもの調べでは、部長級の退職時と助役退職時の3回で最高で総額8500万円近いものとなり、到底、理解・納得できるものではありません。

いずれにしても、港区政は今、改革を求められています。同意を求められている人物の性格や能力、見識を否定する訳ではありませんが、今般の人事は、旧態依然とした区政運営を維持温存し、徹底した区政改革を全く志向していない区長の姿勢が明らかにあらわれた人事と断ぜざるを得ません。

よって、議案90号(人事案件)に反対いたします。

- ### 決算審議で取り上げた主な質問内容
- 収入超過・余剰体質の港区財政の現状をふまえ、さらなる行政改革による歳出削減と減税的政策による区民への還元を基本姿勢として質疑を展開した。
 - 「預かった税金も行革の成果も全て事業に充て使い切る」という区長の姿勢の転換を求め、無理に使用せず区民還元を。
 - 麻布十番駐車場には87億円もの税金が投入されている。経営を担う第三セクターは責任回避のトンネル機関。抜本改革を。
 - 支所機能見直しの検討は区民参加で行え。
 - 放置自転車の撤去方法の改善を図り、撤去の回数を大幅に増やせ。
 - 歩道上の立看板を即時撤去せよ。
 - 「みなとタバコルール」の拡大を図れ。
 - 高層建築物乱立への具体的対策を示せ。

平成14年度決算に対するみなとかがやきの態度表明

港区の財政は二年連続で大幅な収入超過。それに対応する具体的方策が全く示されていない。原資は区民の税金であり不必要に使い切る体質は認め難い。さらに区長は自らの考えを示さず、政治不在と極端な行政主導を招いており、危機感を拭えない。よって一般会計予算は不認定、その他は認定とする。

麻布十番駐車場問題は終わっていない

八〇億円の血税投入決定後も、

第三セクター（公社）は旧態依然

私たちが一期目の時から取り組んできたのがこの麻布十番駐車場問題です。建設中断を求めた八年前に始まり、その後は、経営に役所が関わらない民間に任せる経営方式の採用を求め、この点については採用されました。この結果、単年度単体の事業収支は黒字を続けるに至っています。しかし、これは建設

費を税金でまかなう（八七億円）区民一人あたり55,000円）決断があったからです。当初予定しなかった税金投入に際しては、現区長から区民に対する謝罪の言葉はありませんでした。このけじめをつけなかった姿勢が、現下の第三セクター（公社）のやりたい放題の運営につながっているのです。私が指摘・追及した

問題点は左記の通りです。

ここまで指摘し、改革を求めたにもかかわらず、区長は全く着手するつもりがないことを明らかにしました。つまり、今までどおり、公社の運営も区の間接で行なっていくということをはっきりと表明したので、私たちとしては、開いた口がふさがりません。

区民に対する責任を果たさうとしない区長の本質を明らかにさせた一例です。みなさんはどのようにお考えでしょうか？

- 財政支援は建設費に限るという約束がありながら、公社に区有地を無償で貸与し、駐車場経営をさせて、その売上（土地は無償なので全て利益）を赤字補填に使っている。これは、税金投入額を曖昧にする隠蔽体質そのものである。
- さらに、麻布十番以外の駐車場経営は民間に下請け委託させており、その業者決定に区の間接は無い。また、路上駐車対策が公共駐車場の責務といいながら、ほとんどが月極で近隣民間事業者を圧迫している。（旧赤坂小学校用地の駐車場などは、大半が近隣民間企業の月極駐車場になっている）
- 公社存続に際しては、民間の発想・経験を生かすといながら、社長は助役の充て職、実質責任者の専務は職員OB（部長級）で、700万円近い給与を支払っている。これでは天下り機関以外のなにものでもない。また、常勤監査役は借入先の政策投資銀行OBで、月2日ほどの勤務で270万円もの報酬を与えている。さらに、公社の存続について検討することになっていたが、その動きは全くない。
- 加えて、公社運営について、区から貸し付けている（財政支援している）18億8700万円の運用が契約違反となっていることが明らかとなった。区からの財政支援の金銭については厳格に区別し運用すべきところが、公社の財布にそのまま入っているということである。このことについて、区のチェック体制も全く機能していないことが露呈した。
- これら問題点を考えると、また、麻布十番駐車場の経営は実質上委託先の民間企業に丸投げしていることから、第三セクターである公社はもはや不要であり、港区が責任をもって直接監理していくべきとの提案を行なった。

選挙管理委員の選挙に一石を投じる

密室での人選、区議OBの再就職先

となっている現実を変えるために

選挙管理委員は、地方自治法の規定により、四名が議会の選挙で選ばれます。しかし、規定上、立候補を届け出る制度ではないため、選挙当日まで誰が選ばれるのか区民には見えにくく、水面下の議員間の調整で決められているのが実態です。その結果、二十三区の状況を見ても、退職議員の再就職先とも言わざるを得ない状況が生まれています。港区も、この四年間は、四名中三名が区議会議員OBが着任していました。

現状は、制度上止むを得ない側面もありますが、この度、私たち（少数会派の議員五名）は、区民に対して積極的に情報を公開し説明責任を果たす立場から、以下のような行動をもって選挙に臨みました。今後、私たちの行動が端緒となり改革の機運が高まり、より区民に分かりやすい制度・選挙方法への

改善がなされることを期待しての行動です。

選挙期日以前に、推挙したい被選挙人を公表し、区民に開かれた選挙を実現する。

被選挙人の方には、委員となった際の姿勢を公表して頂く。

この趣旨に賛同いただき、人格高潔で区民の立場で職務を果たしていただける方として、近藤将厳氏を候補者として公表し、選挙に臨みました。しかしながら結果は、大会派が投票の調整をし、当選には至りませんでした。民主党や共産党の候補者に自民党の議員が投票するといったことが行なわれたようです。残念なことです。

なお、取り上げられた新聞記事を掲載いたしました。



↑産経新聞27面 ↓毎日新聞27面 (いずれも9/26朝刊)

